平成27年(行ツ)第138号 平成27年(行ヒ)第166号

> 決 定

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年(行コ)第300号公金支出差止等 (住民訴訟) 請求事件について、同裁判所が平成26年10月7日に言い渡した判 決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当 裁判所は、次のとおり決定する。

> 文 主

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

## 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1 項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その 実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由 に該当しない。

## 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

平成27年9月9日

最高裁判所第二小法廷

裁当	判長裁判官	鬼	丸	かお	る
	裁判官	千	葉	勝	美
	裁判官	小	貫	芳	信
	裁判官	Ш	本	庸	幸

4.5

3

ı.ĝ

## 当 事 者 目 録

- 1 -

上記14名訴訟代理人弁護士

1

佐 新 木 Ħ 南 芳 夫 雲 野 夏 生 本 彦 哲 小 林 伊 子 東 結 中 Щ 福 彦 立 石 雅 淳 篠 崎 猪 股 ĪĒ. 明 髙 橋 利 大 隆 司 Ш 次 男 広 田 菅 波 織 香 越 前 紀 谷 元

野 靖 只 和 西 島  $\equiv$ 周 谷 合 嶋 久 田 夫 男 福 田 寿 道 恭 野 上

ほか

さいたま市浦和区高砂3-15-1

被上告人兼相手方 埼玉県知事 上 田 清 司

同所

被上告人兼相手方 埼玉県県土整備部河川砂防課長

常山修治

同所

被上告人兼相手方 埼玉県企画財政部土地水政策

課長 勝 村 直 久

同所

ý

被上告人兼相手方 埼玉県企画財政部財政課長

堀 光 敦 史

さいたま市浦和区高砂3-14-21

被上告人兼相手方 埼玉県公営企業管理者

中 野 晃

